

被災者生活再建支援制度による 支援金の支給を受けるための手続き

【支援の内容】

- ①基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給されます。
 ②加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給されます。ただし、基礎支援金を申請しなければ、申請できません。

区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯
基礎支援金	全壊（※1）	100万円	75万円
	大規模半壊	50万円	37万5千円
加算支援金（※2）	建設又は購入	200万円	150万円
	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上 主要な部分の補修を伴うもの）	100万円	75万円
	賃借（公営住宅を除く）	50万円	37万5千円

※1 次のア・イの両方満たした場合も「全壊」とみなされます。

- ア 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」のり災証明を受けるか、住宅の敷地に被害が生じた。
 イ そのままにしておく危険であるため、又は修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した。

※2 加算支援金の再建方法が2つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。

【活用できる方】

「全壊」または「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯の世帯主（上記「※1 全壊とみなされる場合」を含む）

【必要書類】

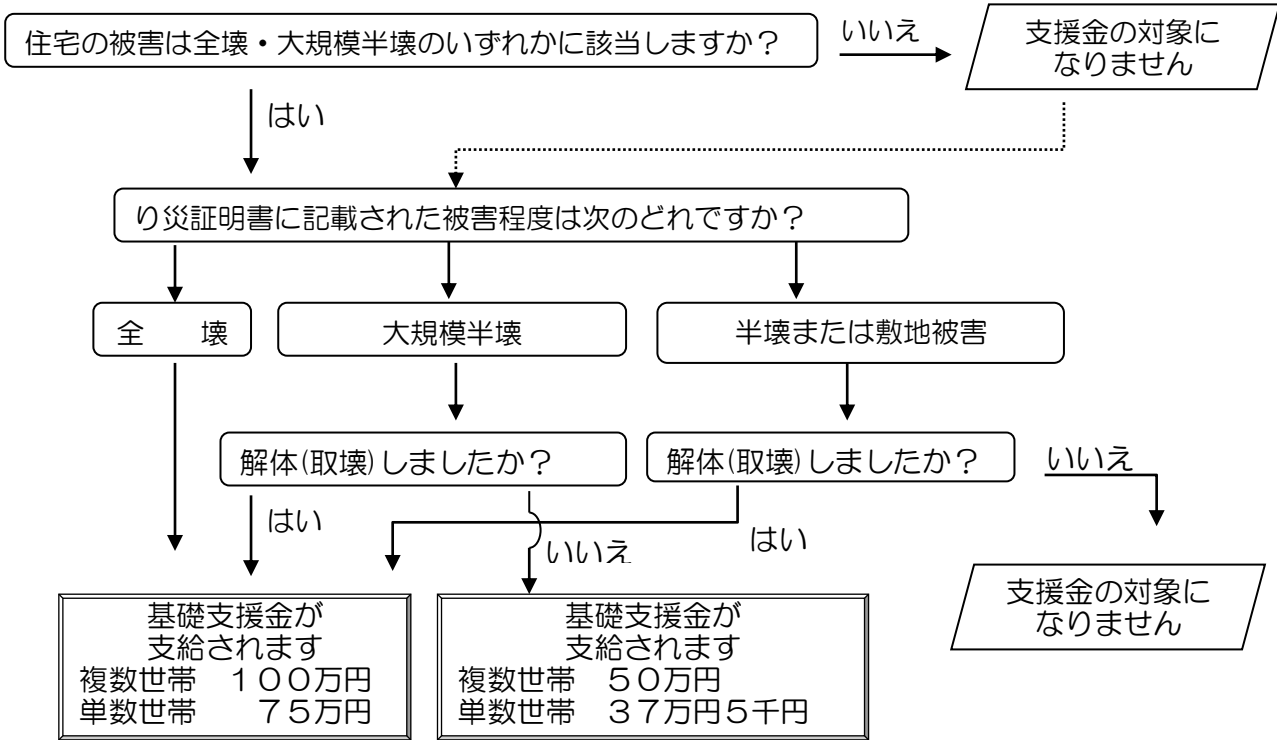
必要書類		全壊	大規模半壊	半壊解体	敷地被害解体
基礎支援金	1 同意書（※3）	○	○	○	○
	2 解体証明書			○	○
	3 敷地被害証明書類				○
	4 預金通帳の写し	○	○	○	○
	5 居住を証明する書類（※4）	△	△	△	△
加算支援金	1 契約書の写し	○	○	○	○
	2 預金通帳の写し	○	○	○	○

※3 被災状況、世帯情報の取得に関する（マイナンバー含む）同意書を提出いただくことで、被災当時の世帯全員の住民票及びり災証明書の添付を省略することができます。

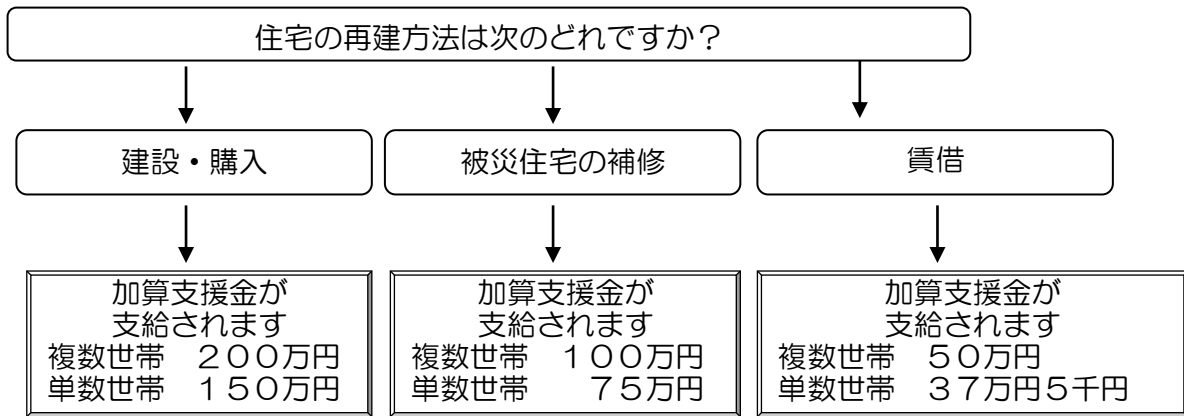
※4 令和元年10月12日時点で、被災場所に居住していても住民票がない方は居住の実態が確認できる書類（公共料金領収書の写し等）の提出が必要です。

支援金の支給申請においていただく前に
支援金支給申請に関するセルフチェックをしてみましょう

<基礎支援金>



<加算支援金>



【申請期間】

基礎支援金：令和元年11月7日から令和3年11月11日まで(災害発生の日から25ヶ月間)

加算支援金：令和元年11月7日から令和4年11月11日まで(災害発生の日から37ヶ月間)

●お問い合わせ先

福島市役所地域福祉課(本庁2階) ☎直通 525-3760 代表 535-1111(内線 3512,3513)
 月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く) 午前8:30～午後5:15

この制度による支援金の支給申請に関する窓口は、被災ときに住民登録されていた市町村役場です。